



会員 各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二
(公 印 省 略)

【注意喚起・続報2】
病院関係者等を装った「消毒液購入」等の電話詐欺について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、全協文書第 B25-00037 号および第 B25-00056 号（2026年3月3日付・同年3月31日付）にて注意喚起いたしました、病院関係者を名乗る者による「消毒液購入」等を伴う電話詐欺につきまして、同様の手口による新たな事案が複数確認されましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

今回確認された事案においては、実際に約 100 万円の被害が発生しております。

警察においても、特殊詐欺の電話を未然に防止するための対策として、詐欺電話対策アプリ等を紹介しておりますので、あわせてご活用ください。

会員企業の皆様におかれましては、被害防止の観点から、社内のみならず取引先等にも、こうした詐欺の手口が存在することをご周知いただき、関係者一丸となって被害防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

万が一、不審な電話や被害が確認された場合には、速やかに最寄りの警察署へご相談・ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 事案の概要

事例 ①

- ① 取引のある不動産会社より、「過去に実際の業務実績がある A 病院および B マンションを所有しているオーナーが、リフォーム業者を探しているため、一度連絡してほしい」との連絡があり、案内された電話番号へ連絡した。対応した相手からは、「建物の改修を検討しているが、これまで利用していたリフォーム会社が高齢のため廃業したことから、新たに依頼したい」との説明があり、業務の依頼を受けた。
- ② その後、相手から「以前委託していた業者が消毒液の取引先とトラブルになったため、その仲介役として消毒液の購入を手伝ってほしい」との依頼があり、その対価として、消毒液 1 本あたり 2,000 円の手数料を支払う旨が提示された。
- ③ 初回の取引に限り立替購入を求められ、送金先情報が記載された振込書類がメールで送付された。これを信じ、消毒液の販売会社と称する口座へ約 100 万円を送金したが、翌日になっても相手からの入金を確認されず、当該取引が詐欺であることが判明した。

(参考) 確認された情報

担当者とな乗る人物：長谷川

卸売業者とされる企業：中村利郎商店

商品名：サニエールミストプロ

事例 ②

- ① 取引先である建築工務店の事務員から会員に対し、「福井附属病院を名乗る人物より『清掃会社を紹介してほしい』との電話があったため、連絡を取ってほしい」との連絡が入った。
- ② 伝えられた携帯電話番号へ連絡したところ、相手からは「取引先から消毒液を購入できなくなったため、千代田保健所の担当者（携帯電話番号）に連絡し、消毒液を購入してほしい」との依頼があった。
- ③ 不審に感じたため、「病院側から先に振込をしていただければ購入対応する」と回答するとともに、事実確認のため千代田保健所の固定電話番号へ直接連絡した。
- ④ その結果、千代田保健所からは「そのような担当者は存在しない」との回答があり、依頼内容が虚偽である可能性が高いことが判明した。
- ⑤ 後日、建築工務店の事務員から「騙されてしまった」との連絡があり、詐欺事案であったことが明らかとなった。

※上記の情報は変更される可能性があります。

2. 被害に遭わないためのポイント（会員企業の皆様へ）

- ① 「先に振り込んでほしい」「前払い」「今日中に対応してほしい」など、支払いや対応を急がせる要求には十分ご注意ください。
- ② 振込先が「個人名義」または「ネット銀行」で、相手が指定する商店・取引先と一致しない場合は、詐欺を疑ってください。
- ③ 作業依頼元（病院等）は、必ず公式に公表されている代表番号へ折り返し確認し、担当部署・担当者の実在を確認してください。
- ④ 消毒液等の購入を「立替」で求められても応じず、社内規程に基づき、書面（発注書・契約書）と正式な請求書が整うまで支払いを行わないでください。
- ⑤ 初めての相手・不自然な取引（大量購入、短納期、現金振込指示等）の場合は、取引先審査（会社情報、所在地、固定電話、取引実績）を実施してください。
- ⑥ 「指定商店で購入」と言われても、商店側へ代表番号で確認し、病院からの正式発注であることが確認できない限り、購入・振込をしないでください。
- ⑦ 相手から提示された電話番号・メールのみで判断せず、第三者経路（公式サイト、名刺情報、業界名簿等）で連絡先を確認してください。
- ⑧ 少しでも不審点があれば、録音・通話記録の保全、相手の名乗り・部署・連絡先・振込口座情報等を控え、速やかに警察へ相談してください。被害が疑われる場合はすぐに110番。
- ⑨ 同様の被害拡大防止のため、当協会（事務局）にも情報提供をお願いします。

3. 社内での初動対応（例）

- ① 依頼相手情報・振込口座情報を記録（可能なら音声も保存）

- ② 公式連絡先へ折り返し確認（病院の代表番、商店の代表番）
- ③ 社内（上長・経理）へ共有し、支払い・購入を停止
- ④ 不審が強い場合は警察へ相談／被害が疑われる場合はすぐに110番

4. 警察庁推奨アプリについて

近年、巧妙な電話詐欺が多発しています。警察庁では、詐欺電話を未然に防ぐ対策として、着信時に警告やブロックを行う無料の「警察庁推奨アプリ」を紹介しています。スマートフォンに設定することで、不審な電話に出てしまうリスクを下げることができますので、ぜひ活用をご検討ください。

【警察庁推奨アプリ】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/apps/>



以上、会員各位におかれましては、同様の被害に遭われることのないよう、社内・取引先への共有徹底をお願いいたします。

.....【本件に関する担当事務局】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部 立川、茂木、芦野
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5階
TEL：03-3805-7560 FAX：03-3805-7561 info@j-bma.or.jp